

ものづくり産業 AI 活用支援事業 F A Q

1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	府内に複数の支社がありますが、支社ごとに応募できますか。	応募は、事業者（企業）単位になります。 府内に複数の支社を有する場合は、事業者（企業）全体で1応募としてください。
2	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、応募できますか。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば応募可能です。ただし、京都府内に事業活動を遂行する拠点の所在が確認できることが要件です。（法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人の場合は確定申告書の控え又は開業届の控え（決算期を一期も迎えていない開業した方））
3	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも応募できますか。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、応募できません。なお、府内と府外の両方に本事業を実施する拠点がある場合は応募できますが、府外の拠点で実施される分についての経費は補助対象経費に含めることができませんので、ご注意ください。
4	これから起業する個人は応募可能ですか。	応募可能です。なお、交付申請時に住民票の写しを提出いただき、交付決定日までに、個人事業主の場合は開業届控えの写しを、法人の場合は履歴事項全部証明書を提出してください。
5	合同会社は応募可能ですか。	応募可能です。申請書には代表社員の氏名をご記入ください。なお、代表社員が法人である場合は、職務執行者の氏名をご記入ください。
6	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	変更届（第3－2号様式）を提出することで、補助事業を継続することができます。
7	常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいですか。	申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。
8	スタートアップ企業とは、どんな企業ですか。	本事業において下記の要件をすべて満たす企業をいいます。 ・創業10年以内で、府内に本事業の事業活動を遂行する拠点を持つ未上場の企業 ・バイオ、AI・IoT、DX、データサイエンス、ロボティクス、XR等の最先端技術又は大学等研究機関の研究シーズを活用した新たな製品・サービスの開発を目指す企業
9	京都府内に事業の拠点を置くA社が、本年度財団が募集した2つの補助金（京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業、産学公の森推進事業）について、どちらか一方の採択を受けている場合、交付申請は可能ですか。	本補助金への交付申請は、財団が令和8年度に実施する「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」及び「産学公の森推進事業」のどちらかの採択を受けている場合は申請できません。ご注意ください。

10	申請すれば必ず採択されますか。	申請された事業が全て採択されるとは限りません。 なお、対象事業の判断については、書面審査により決定することとしています。
11	補助金の額は、対象経費の2分の1の額より少ない交付となることはありますか。	予算の範囲内での交付となるため、2分の1の額より少ない交付となることはあり得ます。なお、その場合においては、交付決定の前にあらかじめお知らせする予定です。
12	京都府 AI サポートチーム（以下「サポートチーム」という。）の伴走支援を受けずに製品開発を進めることは可能ですか。	本事業は、サポートチームの伴走支援を踏まえた製品開発等に係る費用を補助するものであるため、サポートチームの伴走支援を受けずに製品開発等を進めることはできません。 なお、サポートチームは、本事業において取得し、又は知り得た情報について、本事業の実施に必要な範囲内でのみ利用します。
13	サポートチームにはどのようなメンバーが参画していますか。	令和8年度においては、生産性向上及び AI 技術開発に係る分野、デジタルツイン技術による FA 化に係る分野、AI を活用したロボットの設計開発に係る分野及びサイバーセキュリティに係る分野の専門家の参画を予定しています。補助金申請に当たっての参考としてください。
14	社内の PC に生成 AI サービスを導入し、予算作業や人事作業の効率化を図りたいと思っていますが、本件は補助金の対象となりますか。	生成 AI サービスは、予算作業や人事作業に限らず幅広い業務に利用できる汎用的なサービスであり、特定の業務や事業に特化したシステム導入ではないため、本補助金の対象外となります。
15	商品製造工程の「検品業務」に使用する機械に、AI 技術を搭載したいと考えています。この場合、補助金の対象となりますか。	製造工程における「検品業務」という具体的な業務プロセスを対象として、使用する機械に AI 技術を搭載するものであることから、本補助金の対象となります。
16	自社製品の製造工程における外観検査や品質判定の高度化を目的として、AI 技術を活用した画像認識装置を導入したいと考えています。この場合、本補助金の対象となりますか。	製造工程における業務の効率化又は高度化を目的として、AI 機能を搭載した機器を導入するものであるため、補助金の対象となります。
17	既に AI 機能を搭載した独自の製品開発は済んでいます、サポートチームの意見を聞いて本製品に改良を加えたいと考えています。この場合でも補助の対象となりますか。	サポートチームからの伴走支援を踏まえて改良を加える場合は、本補助金の対象となります。ただし、交付決定日以前に着手している事業（既に完成している製品）は対象外となりますので、ご注意ください。（事前着手が認定されているものを除く。）
18	いつから事業を開始したものが対象となりますか。	交付決定日（令和8年10月上中旬頃）以降に開始した事業が対象となります。（事前着手が認定されているものを除く。）また、交付決定までは事業の採択及び補助額について確約されませんので、ご注意ください。
19	事業の対象期間内に事業が完了する見込みがないのですが、この場合でも補助の対象となりますか。	本事業の対象は対象期間内（補助金交付決定日から令和9年2月28日まで）に事業着手・完了した事業に限ります。（事前着手が認定されているものを除く。）
20	交付決定後に事業内容を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。	交付決定後に事業内容を変更する場合は、変更の前にあらかじめ、変更承認申請書（第3-1号様式）をご提出ください。なお、交付申請額の増額については、認められません。また、軽

		微な変更（金額のみの減額変更、導入する製品のメーカーの変更等）は提出不要です。交付決定前に事業の内容変更を希望する場合は、ご連絡ください。 ※ご連絡等がなかった場合は、補助金の支払いができなくなることがあります。
21	申請をしましたが、事業の中止を検討しています。どのような手続きが必要ですか。	交付決定後に事業を中止する場合は、中止の前にあらかじめ、事業中止（廃止）承認申請書（第3－3号様式）をご提出ください。交付決定前に事業を中止する場合は、中止が判明した時点でご連絡ください。 ※予算に限りがありますので、必ずご連絡ください。
22	交付申請書や実績報告書について、提出期限までに提出できない場合、補助金は交付されないですか。	必ず期限までにご提出ください。なお、提出期限までに提出いただけない場合、補助金の交付ができなくなる場合があります。

2 対象経費関連

	質 問	回 答
23	事業完了に伴う業者への支払いは事業の対象期間内に行う必要がありますか。	補助金の適正な執行の観点から、原則、対象期間内に支払いまで完了してください。
24	外貨で支払った場合、証拠書類は何か。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。

※その他ご不明な点があれば、相談窓口・提出先にご相談ください。